特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
匝瑳市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
匝瑳市長

公表日
令和5年3月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）並びに千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）及び匝瑳市後期高齢者医療に関する条例（平成20年匝瑳市条例第1号）に基づき、次の後期高齢者医療業務を実施する。 （1）千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により算定された年間保険料を基に保険料(期割)を賦課する。 （2）収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。
③システムの名称	（1）　後期高齢者医療システム （2）　収納管理システム （3）　滞納管理システム （4）　統合宛名システム （5）　中間サーバ （6）　後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）　被保険者情報ファイル （2）　保険料情報ファイル （3）　収納情報ファイル （4）　特別徴収ファイル （5）　滞納情報ファイル （6）　宛名情報ファイル （7）　口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下 「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の第59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二　83の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二　82の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289－2198　千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479－73－0086（直通）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	匝瑳市役所市民課 郵便番号289－2198　千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2 0479－73－0086（直通）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	Ⅰ－５－②	市民課長　塚本　貢市	市民課長　藤崎　俊一	事後	
平成29年8月31日	Ⅱ－１	平成２７年３月１日時点	平成２９年5月１日時点	事後	
平成29年8月31日	Ⅱ－２	平成２７年３月１日時点	平成２９年5月１日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅰ-1-③システムの名称	（1）　後期高齢者医療システム （2）　宛名・納付システム （3）　収納管理システム （4）　滞納管理システム（COKAS－R／AD Ⅱ） （5）　滞納管理システム（THINK　TAX） （6）　団体内統合宛名システム （7）　中間サーバ	（1）　後期高齢者医療システム （2）　収納管理システム （3）　滞納管理システム （4）　統合宛名システム （5）　中間サーバ （6）　後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事前	
平成31年2月1日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	（6）　住民票情報ファイル	（6）　宛名情報ファイル	事前	
平成31年2月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	市民課長　藤崎俊一	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年2月1日	Ⅱ-1対象人数	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	Ⅱ-2対象人数	平成29年5月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和5年3月28日	Ⅱ-1対象人数	平成31年1月1日時点	令和5年3月1日時点	事前	
令和5年3月28日	Ⅱ-2取扱者数	平成31年1月1日時点	令和5年3月1日時点	事前	
令和5年3月28日	Ⅰ-1-③システムの名称	（1）　被保険者情報ファイル （2）　保険料情報ファイル （3）　収納情報ファイル （4）　特別徴収ファイル （5）　滞納情報ファイル （6）　宛名情報ファイル	（1）　被保険者情報ファイル （2）　保険料情報ファイル （3）　収納情報ファイル （4）　特別徴収ファイル （5）　滞納情報ファイル （6）　宛名情報ファイル （7）　口座情報ファイル	事前	
令和5年3月28日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二　83の項 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二　82の項	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二　83の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二　82の項	事後	